

一般事業主行動計画について

高知県厚生農業協同組合連合会

「次世代育成支援対策推進法」及び、「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画について、制定をしましたのでお知らせいたします。

「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画について

○計画期間

- ・平成 27 年 4 月 1 日 ～ 平成 37 年 3 月 31 日

○内容

育児休業の取得について、次のとおり取り組む

- ・男性職員…育児休業の取得推進を図る。
- ・女性職員…取得率 90%以上とする。

○対策

- ・男性職員も育児休業を取得できることについて、会内イントラネットを活用し周知を行う。

「女性活躍推進法」に基づく計画について

○計画期間

- ・平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 33 年 3 月 31 日

○内容①

- ・非正規職員から正職員への転換制度の運用をする。

○対策

- ・夜勤の有無等を考慮し、一定の条件を満たす者を優先する。

○内容②

- ・子供を育てる労働者が利用できる事業所内保育所の継続的な運営。

○対策

- ・保育士の継続的な確保。